

NO.423

平成 25 年度三田市人権ポスター入賞作品



人権さんだ

人権さんだは、みなさんに人権に関する気づきや情報などをお届けします。新たな発見や共感したことなどを含めてご意見、ご感想を人権推進課までお寄せください。
問い合わせ＝まちづくり部人権推進課
(559-5081-5148 FAX563-3611 e メールアドレス jinken_u@city.sanda.lg.jp)



三田市人権のまちづくり推進委員会 答申書(第4期目)が提出されました

三田市では、あらゆる差別をなくし、誰もが幸せを感じる人権のまちを実現するため「三田市人権施策基本方針(平成15年度策定)」に基づき、学識者・市民・事業者で構成する「三田市人権のまちづくり推進委員会」を附属機関として設置しています。平成24年度から第4期目として、人権のまち実現に向けて検討を重ねてきました。そして、このたび答申書がまとまり、4月14日に市長へ提出されました。

第4期答申書の内容

第4期委員会では、「人権のまち実現に向けての推進状況の評価・点検について」検討を行いました。人権課題をはじめ、人権施策はどうあるべきかについて話し合いが進められ、その結果、評価システムそのものの構築よりも評価の在り方に重点を置くこと、市民とのより良いコミュニケーション(関係者・当事者参加の評価基準づくり)を通して評価・点検を行うよう答申がまとめられました。



人権のまちづくりを「励ます」評価・点検のために

1 評価・点検の目的について

①市民のための評価とコミュニケーション
市による行政の評価は、市民にとってより良い行政へと改善し向上させるために行われるものであるため、人権施策の評価・点検では、評価を通じて、施策や事業の成果を目に見える形で市民に示し、納得を得ること。

②「成長を促進する」「励ます」評価

評価の在り方としては、活動に携わる市民や事業者・市職員を「励まし」、人権のまちの「成長を促進する」評価・点検となること。

2 人権のまちづくりを「励ます」評価について

①結果としての評点よりも評価基準を定める過程を重視すべき
いかに評価基準を定めていくかという過程に重点をおくこと。

②評価基準を定める過程に実施担当者や当事者が参加する

評価基準に納得してはじめてその事業の成長や促進が期待されることから、事業や施策の対象となる当事者が評価基準を定める過程に参加すること。

③評価基準を定める過程と評価を行う過程は切り離さない

実施状況の評価・点検しながら評価基準を作成すること。

④個々の事業や施策の評価は作業班で行う

評価・点検を行う事業や施策ごとに、評価者、実施担当者、対象当事者の三者によって構成される作業班を組み、十分に話し合いながら評価基準を定めること。

⑤事業(事項)を選ぶ

人権のまちづくりに関連するすべての事業について、作業班を通じた評価・点検を行えない場合も想定されるので評価対象とする重点事業を選ぶこと。

⑥個々の事業の評価から施策の評価への積み上げ

個々の事業についての評価基準は、文章化した「ルーブリック」として一覧表にまとめられるので、その評価基準に則して算出された評点をもとにリーダーチャートを作成することができる。ルーブリックとリーダーチャートを併用することで複数の事業で構成される施策の評価へと積みあがる。

⑦市による事業評価・施策評価にルーブリック作りを取り入れる

市で実施している行政評価における項目をそのまま観点ごとの具体的内容に関する項目とすることもできるため、項目を転用し、施策評価の一元化を図る。

今後の取り組み

市では、誰もが幸せを感じる人権文化のまちの実現に向けて、答申で述べられているように市民とのコミュニケーションを大切にしながら、評価・点検を行い、さらなる人権施策の向上と改善に努めていきます。

第4期人権のまちづくり推進委員会の答申書に関するご意見・ご感想をお寄せください。答申書および三田市人権施策基本方針は市ホームページでもご覧いただけます。

三田マダンが 開催されました

5月25日(日)快晴の空の下、郷の音ホール駐車場において「第5回三田マダン(主催:三田マダン実行委員会)」が開催されました。多様な人々が共に助け合い、共に生きていく心豊かなまちをめざして、三田マダンは開催されています。



「本人通知制度」について、ルーブリックを作る

本人通知制度とは、個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的とし、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に対して交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実について通知する制度です。

観点 評点	(A) 制度の根拠	(B) 広報・周知	(C) 利用のしやすさ	(D) 登録の普及
5	法律	市民と行政が協働して周知する。全市民が知っている。	地区ごとに登録できる。誰に何の目的で取られたのかわかる。	ほとんどの市民が利用
4	条例(優先)		取得された目的がわかる。	
3	条例の枝としての要綱		誰が取得したかわかる。	
2	単独の要綱(個人情報保護条例と不連携)	行政だけが広報を行っている。必要な人だけが知っている。	市役所でのみ登録。取られたことだけがわかる。	1割以下の市民が利用
1	制度がない			

・第4期委員会では、本人通知制度について試験的にルーブリックを作成しました。
・評価の観点を4つとし、評点を1～5の5段階としました。
・それぞれの観点に対して、評点に対応する「評価基準」を委員と議論しながら作成しました。
・委員会では議論の時間が足りず、上記のルーブリックは空欄が残っている作業途中のものですが、「成長を促進する」「励ます」評価となるための場として、評価基準と評価に関するこうした話し合いの作業の重要性を確認できました。

レーダーチャート

本人通知制度について、ルーブリックに基づく評点を、たとえば「2・4・2・1」と算出したとし、それを下記のようにレーダーチャートにまとめました(左記のルーブリックでは観点が4つしかないため、5つ以上の軸を必要とするレーダーチャートとしては360度閉じることができず、右側が欠けた形になっています)。

